

品確法改正を踏まえた 運用指針の解説

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 **川面 顕彦**
かわつら あきひこ

1. 品確法改正

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っている。建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保のため、これまでも平成26年及び令和元年に、「建設業法」及び

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）を一体として改正し、この10年間でさまざまな取組が進められてきた（それぞれ「担い手3法」、「新・担い手3法」）。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に若い世代の入職・定着が進まず、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている（図-1）。

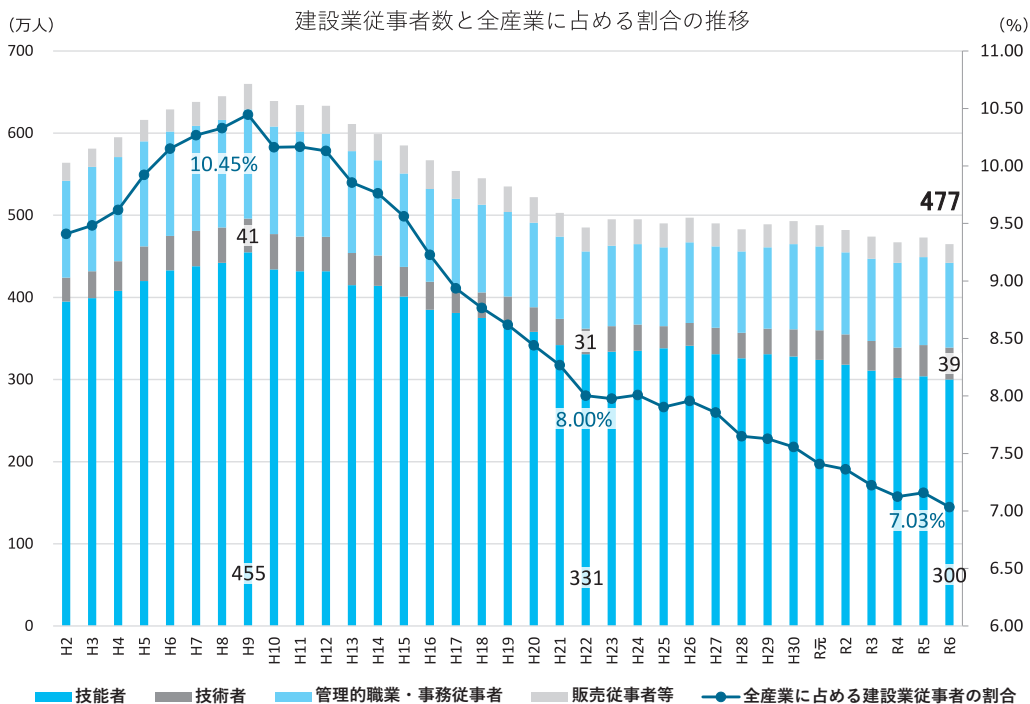


図-1 建設業 技能者等の推移

「担い手の確保」, 「地域建設業の維持」をより強化するため, 公共工事から取組を加速化・牽引するべく, 第213回通常国会に品確法, 入契法, 測量法を併せて改正する「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出され, 令和6年6月12日に成立し, 同19日に公布・施行された。

2. 品確法に基づく運用指針の改正

(1) 運用指針の概要

品確法の運用上の留意事項等については, 第9条の規定により定められる基本方針及び第24条の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針(以下, 「運用指針」という)において定めることとされている。

このうち運用指針は, 各発注者等が, 品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえて, 自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう, 発注者共通の指針として, 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

令和6年6月の品確法改正を踏まえ, 担い手確保のための働き方改革・処遇改善, 地域建設業等の維持に向けた環境整備, 新技術の活用等による生産性向上, 公共工事の発注体制の強化等を図るための規定が盛り込まれたことから, この運用指針を見直した。

運用指針については, 国土交通省ウェブサイトにて公開している。また, 運用指針の内容についてより詳細に記載した「解説資料」についても, 更新・公開しており, 参考としていただきたい(図-2)。



図-2 運用指針等記載ウェブサイト 二次元コード

(2) 改正に至る経緯

改正品確法の成立後, 国土交通省は令和6年6～8月に地域発注者協議会等を通じて, 関係省庁や地方公共団体等の発注者, また建設業団体等に対して法改正の趣旨を説明した。その後, 運用指針の改正骨子(案)を作成し, 8月下旬から約1カ月間, 意見照会を実施した。これを踏まえ改正文(案)を固め, 地域発注者協議会で10～11月に説明。2回目の意見照会を11～12月に実施し, 改正文(案)に対する意見を収集・反映した。

意見照会は, 発注関係1,833団体と建設業関係839団体に依頼した。改正骨子(案)には1,300超, 改正文案についても650超の意見が寄せられ, 発注者, 建設業団体共に関心の高さが示された。また, 国土交通省の有識者会議「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」において, 学識経験者や建設業団体の代表者に9月, 12月の2回にわたって意見をいただいた。

これらのプロセスを経て, 関係省庁で構成される「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の申し合わせにより, 令和7年2月3日に新たな運用指針を決定した。

3. 改正運用指針の概要

改正運用指針には, 大きく4つのポイントがある。「担い手の確保のための働き方改革・処遇改善」, 「地域建設業等の維持に向けた環境整備」, 「新技術の活用等による生産性向上」, 「公共工事等の発注体制の強化」であり, それぞれ工事・業務について記載している。次に, 今回の改正・追記点を中心に紹介する。このほか, 改正前から記載がある内容にも重要な事項があるため, 前述のウェブサイトから全文を参照していただきたい。

(1) ポイント1 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

人口減少の影響で、労働者全体の数が減少傾向にあるが、特に建設業では減少率や高齢化が顕著である。それは、建設業にはいまだ3K（きつい、汚い、危険）のイメージが強くあることが原因と考えられ、新4K（給与がよい、休暇が取れる、希望が持てる、かっこいい）を目指し、次の取組を運用指針に記載した。

① 週休2日の質の向上

若い世代は、これまでの学校教育等においても週休2日が当然であり、ワークライフバランスを特に重視する傾向にある。彼らに建設業を選択してもらうためには、他の産業と遜色なく休日が取得できる労働環境の確保が重要であり、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組む等、週休2日の「質の向上」に努めることとした。なお、積雪寒冷地や土日だけ工事が可能な学校施設等、現場ごとの事情に配慮することが必要である。

② 平準化に係る関係部局連携

工事の施工時期・業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の工事・業務量の差を少なくし、年間を通して工事量等を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与す

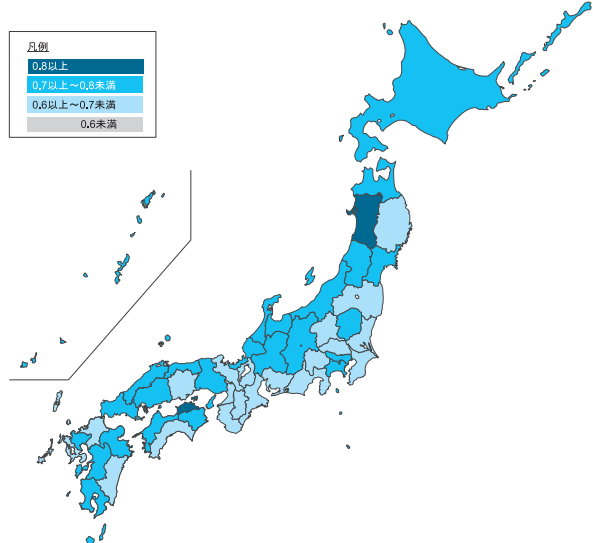
るものであり、発注者は積極的に取り組むことが望ましい。現状、工事を例に挙げれば、地域性はあるものの、平準化に向けた課題が残る（図-3、いずれも数値が1に近いほど平準化されていることを示す）。

平準化を推進する一例として、中長期的な発注見通しについて、地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロックごとに組織される地域発注者協議会等を通じて公表する取組、財政部局との連携により予算編成で必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組を挙げている。

③ スライド条項の設定

改正品確法で法制化された、いわゆるスライド条項は、工事請負契約書に規定するとともに運用基準を策定することとし、発注者に確実な対応を求めている。適切な価格転嫁対策を進めるためには、発注者が最新の物価資料に基づき適正な予定価格を設定し、必要な場合には契約変更を適切に実施することが不可欠である。特にスライド条項については、公共工事標準請負契約約款に規定されているが、単品スライド、インフレスライドに係る運用基準をいまだに作成していない地方公共団体も多い。このため、資材高騰等を受けた価格転嫁を円滑に進めるとともに、適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止が急務であり、

■閑散期のボトムアップの実績値 (R5)



■繁忙期のピークカットの実績値 (R5)

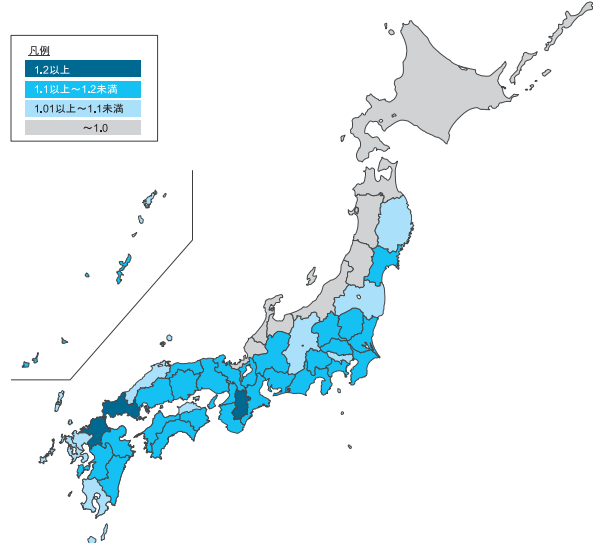


図-3 各都道府県の平準化率達成状況

受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることを運用指針に明記している。

④ 学校と民間事業者間の連携の促進等

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき課題である。このため、発注者と受注者の双方は、公共工事の担い手確保に向けて積極的に取り組むほか、国及び地方公共団体は職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置に努める。国においては、建設産業における若い世代の入職の促進に向けて、産・学・官が共同して一体的に活動するため、新たにタスクフォースを設置し、関係省庁や教育機関等との連携強化を図っている。

⑤ 国民の関心と理解を深めるための広報活動

改正品確法で国と地方公共団体の努力義務となった「国民の関心及び理解の増進」については、災害時に「地域の守り手」となる地域建設会社等の活動を SNS で公開する取組等、具体的な広報活動を明示している。

(2) ポイント 2 地域建設業等の維持に向けた環境整備

労働者だけでなく、建設業自体の維持に必要な環境を整備することも、同様に重要である。次に、その取組について紹介する。

① 競争参加資格等の設定

インフラの維持管理、災害時における早期の復旧・復興にあたっては、地域建設業の育成・確保が必要不可欠である。このため、工事の内容、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績や地域要件等、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する必要がある。

② 参加者確認型随意契約方式

公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行うことができる「参加者確認型随意契約方式」について、その運用を記載した。必要な技術、設備、体制又は地域特性等を踏まえ、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について、特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続している等、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる際の活用を想定している。この方式の運用により、受発注者双方の入札手続きにかかる負担が軽減されるとともに、受注者にとっては将来的な安定経営への見通しを持ちやすくなるという効果が期待される。ただし、公募の結果、他の競争参加者からの応募があった場合、改めて一般競争入札に移行する対応を求める。

③ 災害時の対応

大規模災害時においては、被災状況の迅速な把握及び復旧工法の的確な立案のため、必要な経験及び知識を有する者の活用が有効である。それらの者が災害時の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度等を活用するよう努める旨、運用指針に記載した。

また、災害時には、政府労災の対象外である役員も自ら現場に出て作業に従事することがある。このため、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事の受注者は、工事従事者の業務上の負傷等に対する補償や、第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための保険契約を締結することが改正品確法で位置付けられており、当該保険料を的確に積算に反映する旨、運用指針に記載している。

(3) ポイント 3 新技術の活用等による生産性向上

① 総合的に価値が最も高い資材等の採用

改正品確法では「総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等」を経済性に配慮しつつ採用するよう努めることが発注者の責務とされた。運用指針においても、このVFM（バリュー・フォー・マネー）の考え方に基づく資材等の採用について触れている。国の発注では、具体的には国土交通省直轄工事で試行している「総合評価落札方式 技術提案評価型 S I 型」の活用が挙げられる。発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者から一定の範囲内で費用を計上することを前提として、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案を求めるものであり、令和7年度から試行することとした（図-4）。



図-4 技術提案評価型 S I 型 ウェブサイト二次元コード

② 技術開発の推進

新しい運用指針では、「技術開発の推進及び新技術等の活用」について新たな章として独立させた。VFM や脱炭素化への配慮等の発注者に求める事項に加え、技術基準の整備を通じた技術の実用化や社会への適用・還元といった国の取組事項を列挙した。高度な技術の研究開発者による成果の利用を促進するため、国が委託等する研究開発では、特許権等の知的財産権を一定の要件の下、受託者から譲り受けないことができるようにする旨、記載した。

(4) ポイント4 公共工事等の発注体制の強化

発注者に着目すると、地方公共団体における土木部門の職員数はピーク時から約3割減少しており、技術系職員が1人もいない地方公共団体も少なくない。この困難な状況においても、地域のインフラを的確に維持するため、次の取組を実施する。

① 維持管理を広域的に行う連携体制の構築

インフラを管理する地方公共団体、とりわけ市町村においては、人員や予算の不足等によりの確

なインフラメンテナンスの実施を巡って課題が深刻化している。こうした地方公共団体の課題を踏まえ、国土交通省では、技術系職員に限られる中でも的確なインフラメンテナンスが実施できる地方公共団体の体制構築に向けて、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組を推進する。運用指針には、契約方式の具体例として複数年契約や包括発注、設計段階から施工者が関与する方式、CM（コンストラクションマネジメント）方式等の活用を挙げている。

② 地方公共団体を支援する施策

前述のとおり、特に厳しい状況の地方公共団体に対し、必要な支援を行うべきである。改正品確法においても、国・都道府県が地方公共団体を支援していくことが位置付けられた。これを踏まえ、運用指針には、通知や会議体を通じた入札契約に関する取組等の周知、国や都道府県等が実施する講習会・研修への地方公共団体職員の参加等の取組を明記している。また、国は、発注関係事務の実態を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて助言を行うこととした。取組状況について他の地方公共団体と比較できる形で公表することは、各組織の自覚を促す上でも極めて効果があると考えている。

4. おわりに

公共工事の品質確保と建設業の担い手確保のためには、この運用指針等に基づき各発注者が足並みをそろえ、品確法の理念を実現することが重要となる。

そのため、国の公共工事から課題解決の取組を牽引するとともに、地方公共団体に対しても地域発注者協議会や都道府県公共工事契約業務連絡協議会等を活用した一層の働きかけ強化に努めてまいりたい。